

## 第1期西郷村地域福祉計画、地域福祉活動計画策定業務委託事業者審査基準

### 1 基本事項

第1期地域福祉計画、地域福祉活動計画策定業務を委託する事業者を公募し、審査委員会により選考し決定する。

審査点は、別紙「第1期西郷村地域福祉計画、地域福祉活動計画策定業務委託事業者評価表」(以下、「別紙評価表」という。)に従い、採点を行う。

### 2 配点

評価項目に170点を配分し、満点を170点とする。

### 3 審査点の算出

第1期西郷村地域福祉計画、地域福祉活動計画策定業務に関する公募型プロポーザル審査委員会の審査委員は、別紙評価表に基づき、「非常に優れている」、「優れている」、「普通である」、「劣っている」、「非常に劣っている」の5段階で評価する。

審査点は、原則として採点者の点数を平均し算出する。

### 4 評価の方法

- (1) 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らなかった場合は、次に評価点の高い者から順に契約締結の交渉を行う。
- (2) 最も高い評価点の合計を獲得した提案者が複数ある場合は、審査委員会の合議による優劣の比較を行い、優先交渉権者候補者を選考する。
- (3) 審査委員会の評価点の合計が全体の6割未満である場合は、優先交渉権者としては選考しないものとする。